

## 「認知症とともに生きる地域づくりの実現」に関する連携協定書

三重県（以下「甲」という。）とエーザイ株式会社（以下「乙」という。）は、三重県における地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症を正しく理解するための普及啓発や認知症サポーターの活躍の場づくり、認知症の人や家族を支える製品・サービスの利用促進などによる認知症とともに生きる地域づくりの実現のため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、三重県における認知症に関する必要な取り組みを実践することで、認知症になっても安心・安全に暮らし続けることができる地域づくりを進めることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 認知症を正しく理解するための普及啓発に関するこ
  - (2) 認知症サポーターの活躍の場づくりに関するこ
  - (3) 認知症の人や家族を支える製品・サービスの利用促進に関するこ
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、必要に応じ意見交換を行うものとする。
- 3 第1項に掲げる事項にかかる具体的な連携内容については、甲乙協議の上、決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、協定により知った相手方の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、相手方の書面による事前の承諾なしに、協定の遂行以外の目的に使用してはならず、かつ第三者に開示・漏洩してはならない。なお、本条の規定は、協定終了後も有効に存続するものとする。

### （期間）

第5条 協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月末までとする。ただし、協定の有効期間が満了する1カ月前までに、甲又は乙より特段の申出がない場合は、有効期間が満了する翌日から更に1年間協定は更新され、その後も同様とする。

(協定の解約)

第6条 甲及び乙は、協定の解約を申出る場合は、甲乙いずれかが解約を希望する日の1カ月前までに書面をもって相手方に通知することで、協定の解約ができるものとする。

(その他)

第7条 協定に定めのない事項及び協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙は互いに誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月23日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県  
知事 鈴木 英敬

乙 東京都文京区小石川4-6-10  
エーザイ株式会社  
日本事業担当 代表執行役 林 秀樹